

議 第 1 2 3 号

自転車等駐車場設置及び管理に関する条例及び自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例及び自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）12 月 5 日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例及び新潟県柏崎市自転車等放置防止に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「1,000 円」を「1,300 円」に改める。

- (1) 新潟県柏崎市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例（平成 11 年条例第 35 号）別表
- (2) 新潟県柏崎市自転車等放置防止に関する条例（平成 11 年条例第 36 号）別表

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



## 新潟県柏崎市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例（平成11年12月16日条例第35号）

		改正後		改正前	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
	区分		区分		区分
自転車		1台につき 1,300円	自転車		1台につき 1,000円
原動機付自転車		1台につき 1,300円	原動機付自転車		1台につき 1,000円

## 新潟県柏崎市自転車等放置防止に関する条例（平成11年12月16日条例第36号）

		改正後		改正前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
	区分		区分		区分
自転車		1台につき 1,300円	自転車		1台につき 1,000円
原動機付自転車		1台につき 1,300円	原動機付自転車		1台につき 1,000円